

株主の皆様へ

第118回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

＜事業報告＞

株式会社の業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針

＜連結計算書類＞

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

＜計算書類＞

株主資本等変動計算書
個別注記表

2026年6月4日

大同メタル工業株式会社
(証券コード7245)

株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社の株式会社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 総務センターを取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の責任部門とする。
- ② 総務センターは、「取締役会規則」、「取締役会細則」、「機密管理規程」を含む取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するものとし、当該情報の保存及び管理を担当する部門に必要な対応を指示することができる。
- ③ 前項が規定する取締役の職務の執行に係る情報とは、次のものを指す。
 - ア. 取締役会議事録、経営戦略会議議事録等
 - イ. 中期経営計画書、短期経営計画書等
 - ウ. 買収・出資等に関わる重要な契約書等
 - エ. その他、稟議書等の取締役会が指定した重要な情報

(2) 当社の損失の危険に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を当社の損失の危険に関する規程その他の体制の責任委員会とする。
- ② リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に従いリスクを適正に管理する体制を整備する。
- ③ リスク管理委員会は、経営上モニタリングを行うべき最優先リスク及び優先リスクを定め、取締役会に報告をする。
- ④ リスク管理委員会は、リスク項目毎に低減対策等の統括部署を定め、進捗を管理するとともにリスクの管理状況（結果）について取締役会に報告する。
- ⑤ リスク管理委員会は、下部組織として情報管理部会を設置し、情報管理に係る全社的な方針を定め、体制強化を図る。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営企画センターを当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の責任部門とする。
- ② 各所管部門は、当社の経営方針を踏まえ、中期経営計画、短期経営計画、設備投資計画、資金計画等の経営計画の策定及び経営資源の配分の立案を行う。
- ③ 各所管部門は、経営計画の進捗状況に関する各担当部門からの報告を取りまとめ、取締役会において報告する。
- ④ 経営企画センターは、効率的かつ適正な組織の構築や業務執行に資するよう、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の諸規程を必要に応じ整備（制定・改訂）する。
- ⑤ 業務執行取締役は、自己の職務が効率的に行われていること及び適正な意思決定がなされていることを取締役会に3か月に1回以上報告する。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動倫理委員会を当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の責任委員会とする。
- ② 企業行動倫理委員会は、社内規程等を遵守していく上での「行動憲章」「行動基準」を立案し、必要に応じて取締役会の承認を経てその内容を改訂する。
- ③ 企業行動倫理委員会は、「行動基準運用管理規程」に基づき、コンプライアンスに関する規程その他の重要事項の審議を行い、担当する部門に必要な対応を指示する。
- ④ 企業行動倫理委員会は、法務・コンプライアンスセンターに指示し、コンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報を収集し、その原因の分析及び再発防止策の徹底を図るとともに、従業員に対するコンプライアンス教育・研修を定期的に実施させ、コンプライアンス意識の周知徹底を図る。

- ⑤ 企業行動倫理委員会は、法務・コンプライアンスセンターからの報告を踏まえ、定期的にコンプライアンスの実現・向上のための取り組み状況を取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑥ 総務センターは、「行動基準」に掲載された「反社会的勢力に対する姿勢」に対して、企業の健全な活動に脅威を与える勢力・団体に毅然とした態度で対決すべく全社的な統括を行う。
- ⑦ 総務センターは、外部機関（関係する官公庁・団体・弁護士等）との連携を密にするとともに、反社会的勢力と疑われる団体等の情報収集に努め、社内展開と注意喚起を含めた一元管理を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 法務・コンプライアンスセンター及び経営企画センターを当社グループにおける「内部統制システム」の責任部門とし、グループ会社に対しても「内部統制システム」の整備、運用を推進する。
- ② 法務・コンプライアンスセンターは、グループ会社におけるコンプライアンス体制が適正かつ有効に運用及び評価されるよう、グループ会社へ「行動憲章」「行動基準」を周知徹底するとともに、必要な規程・手順等の整備を推進する。
- ③ 経営企画センターは、当社及びグループ会社間における職務の効果性・効率性を確保するため、「関係会社管理規程」の見直しを適宜実施し、グループ会社全体に周知徹底する。
- ④ 経営企画センターは、グループ会社それぞれの組織体制、業務執行状況及び財務状況等を把握するとともに、グループ会社に対しこれらの具体的な状況等について「月次報告書」等で毎月報告を行わせる。
- ⑤ リスク管理委員会は、グループ会社における損失の危険（リスク）の管理体制に関する方針を立案し、グループ会社はその方針に沿って規程を整備し運営する。また、グループ会社は活動状況について定期的に当社のリスク管理委員会に報告を行う。

- ⑥ 企業行動倫理委員会は、法務・コンプライアンスセンターに指示し、グループ会社におけるコンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報を収集し、その原因の分析及び再発防止策の徹底を図るとともに、グループ会社の役職員に対するコンプライアンス教育の定期的な実施を推進する。
- ⑦ 企業行動倫理委員会は、法務・コンプライアンスセンターからの報告を踏まえ、定期的にグループ会社それぞれのコンプライアンスの実現・向上のための取り組み状況を当社の取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑧ 各責任部門は、取締役会及び監査役会への定期報告の際に、グループ会社の「内部統制システム」の各体制の整備及び運用状況についても報告する。

(6) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 法務・コンプライアンスセンターを当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するための体制の責任部門とする。
- ② 法務・コンプライアンスセンターは、金融商品取引法に定める内部統制報告制度に従い、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、内部統制の整備・運用・評価・改善を推進する。

(7) 当社の監査役の補助使用人の設置、独立性及び指示の実効性を確保するための体制

- ① 経営企画センターを監査役補助使用人の配置、独立性確保の体制の責任部門とする。
- ② 当社の監査役を日常的に補助すべき部門として取締役から独立した「監査役事務局」を設置する。
- ③ 「監査役事務局」を担当する従業員の人事異動及び人事考課については、監査役会は事前に報告を受け、必要な場合は人事担当役員に変更を申し入れることができる。
- ④ 「監査役事務局」を担当する従業員は専任とし、監査役からの指揮命令に基づき職務を遂行する。

(8) 当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 法務・コンプライアンスセンターチーフを当社の監査役に報告するための体制の責任者とする。
- ② 当社の取締役等及び使用人は、法定事項に加え、次の事項に関し、発生した段階で速やかに当社の監査役に報告する。
 - ア. 監査役が出席しない経営会議等で審議・報告された案件
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ウ. 監査センターが実施した当社グループの内部監査の結果
 - エ. 内部通報に関する通報等の状況及びその内容
 - オ. 上記のほか、当社の監査役会がその職務遂行上報告を受け
る必要があると判断した事項
- ③ 法務・コンプライアンスセンターは、「内部通報・報告相談規程」で社内及び社外の内部通報・報告相談窓口について規定し、内部通報体制の整備及び運用について当社の従業員へ周知徹底する。また、国内グループ会社の役職員に対しても社外の内部通報・報告相談窓口について周知を図ることにより、コンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報の収集に努める。
- ④ グループ会社の役職員又は当該役職員から報告を受けた者は、当社の監査役に監査役の職務の執行に有用な情報を適宜報告する。
- ⑤ 法務・コンプライアンスセンターチーフは、内部通報に基づき違反行為等が明らかになった場合、「企業行動倫理委員会」において改善・是正措置及び再発防止策について実施状況を報告し、調査結果と併せ、取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑥ 当社は、当社の監査役に報告を行った従業員（グループ会社の役職員を含む）が当該報告のみを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けないことを保証する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法務・コンプライアンスセンターを監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の責任部門とする。
- ② 当社は、当社の監査役及び監査役会が、代表取締役と定期的な会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、当社グループが対処すべき課題及び当社グループを取り巻くリスクのほか、監査役が実施する監査の環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する体制を維持する。
- ③ 当社は、当社の監査役の職務執行に必要な監査費用について、前払い又は請求後に所要額を支払うものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、当社グループでは「情報セキュリティ基本方針」により基本的な考え方を示すとともに、取締役会議事録他の社内文書につきまして「文書管理規程」及び「機密管理規程」の定めに従い保存期間や管理方法を決める等、的確な保存管理の実現を図っております。損失の危険の管理につきましては、年間2回のリスク管理委員会を開催し、国内外の関係会社を含む当社グループ全体のリスクについて洗い出しを行い、リスク低減対策等を講じ、その結果を取締役に報告しております。

また、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、年度経営方針、短期経営計画を作成し、当社グループ全体への徹底を図り、部門長会議及び方針管理報告会において、その達成状況を検証いたしました。

さらに、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、グループ会社においてコンプライアンス違反又はその疑いのある事案が発生した場合に、当社に対して報告する体制を整備しており、報告内容を取りまとめの上、取締役会及び監査役会に報告しております。

グループ会社に関しては、当社に対し予算、設備投資、リスク管理、コンプライアンス状況等の申請・報告を行う制度を整備しており、2025年度は、当社グループ全体の法令等遵守及び不正行為防止策の強化の一環として、当社の内部通報制度の実効性をより高めるべく、当社全従業員への通報窓口や通報事例などを記載した携行カードの配布や、新たに当社仕入先向けの通報窓口の設置等を通じて、リスク管理及びガバナンスの強化を図っております。

なお、当社は、貿易政策による関税強化、各国の輸出入規制の変化、軍事的な緊張の高まり等に対しては、政策や規制変化などタイムリーな情報収集に努めるとともに、十分な協議を行った上で、必要に応じて、販売価格転嫁、為替・金利ヘッジ、サプライチェーンの見直し等の対策に努めております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は、中長期的な視野に立って、販売・生産・技術・新事業などの事業戦略を掲げ、安定的な発展と成長を目指しておりますが、企業を取り巻く環境は常に大きく変化しており、その短期的な経営判断は、将来に向けた持続的な成長を確実なものとする上で極めて難しい舵取りを要求されます。

当社は、資本コストを上回る持続的成長が展望・創出できる企業を目指し、2025年度から2030年度までの6年間の中期経営計画として「Bridge to Daido 2030」をスタートしております。

当社は、当社の顧客及び仕入先を始めとする取引先、従業員及びその家族、地域住民その他のステークホルダーと協調しながら、短期的かつ急激な変化への柔軟な対応と、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を目指し、そのような持続的な成長によって得られる利益を株主の皆様還元することが、短期的、一時的な利益を株主の皆様配当するよりも、株主の共同の利益に資するものと確信しております。

したがって、当社は、当社の顧客、仕入先を始めとする取引先、従業員及びその家族、地域住民などを始めとして、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を支持して下さる方に、バランスよく株式を保有していただくことが望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

ア. 中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を実現するための当社の財産の有効な活用

- ・ 当社は、これまでも上記中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するために当社の財産を有効活用してまいりました。

- ・ 今後も、中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するためには、今後の市場動向、変化に対応した生産・販売・技術の拠点体制の整備、国内外の子会社の生産性向上など当社レベルまでへの引き上げ及び製品・設計・製造・生産・開発の各技術の世界トップレベルの維持が必要となることから、株主の皆様への利益配当とのバランスを考慮しつつも、新事業の創出、育成に向けた取り組みや経営基盤の強化、積極的な新製品及び生産技術などの研究開発、モノづくり力のアップ、産・官・学による先端技術の活用及び導入、知的財産権での企業防衛などに有効かつ効率的に当社の財産を投資してまいり所存です。

イ. 従業員による株式保有の推進

- ・ 当社は、従業員持株会加入者に奨励金を支給すること等により、従業員による株式の保有を推進しております。
- ・ 当社は、当社グループの経営において、従業員の一体感の醸成と、従業員とともに企業価値向上を図ることを目的として、2026年3月に「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度」を導入することを決定しております。
- ・ 引き続き、従業員持株会拡充に向けた積極的な取り組みを実施してまいります。

ウ. 地域住民の当社に対する理解の促進

- ・ 当社は、主要事業所での親睦行事や地域住民の工場見学会などへの参加等地域住民との交流を行い、地域住民による当社への理解が深まるよう心がけております。

② 基本方針に反する株主による支配を防止するための取り組み

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること（以下「同意なき買収」といいます）を防止するため、以下のように取り組んでまいります。

まずは、当社の資産を最大限有効活用しつつ、上記の中長期的な視野に立つての企業経営による持続的な成長を実現し、企業価値を増大させ、株主の皆様への適切な利益の還元を可能とするとともに、当社の企業価値の市場における評価の向上に結びつけるべく、積極的なＩＲ活動に努めております。

その上で、継続的に実質株主を把握し、同意なき買収者が現れた場合には、当該同意なき買収者による買収目的の確認及び評価並びに当該同意なき買収者との交渉を社外の専門家の意見を聞きながら行い、当該同意なき買収者が当社の基本方針に照らして不適切と判断した場合には、適切な対抗手段を講じる考えであります。

また、同意なき買収者の出現に備えた事前の同意なき買収への対抗措置の導入につきましても、これを否定するものではなく、法令、関係機関の指針又は他社の動向も踏まえながら、株主共同の利益を確保しつつ、有効な方策を引き続き検討していく所存であります。

(3) 上記取り組みの妥当性に関する判断及びその理由

上記取り組みが基本方針に合致し、株主共同の利益を侵害せず、当社の役員の地位の維持を目的とするものではない適切なものであることは、その取り組みの態様から明らかであり、対抗手段や同意なき買収への対抗措置につきましても、基本方針に反する場合にのみ発動するものであることから、適切であることは明らかであると思料いたします。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,413	13,114	38,319	△281	59,565
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,092		△1,092
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,396		4,396
自 己 株 式 の 取 得				△184	△184
自 己 株 式 の 処 分				10	10
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△1			△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△1	3,303	△173	3,128
当 期 末 残 高	8,413	13,112	41,623	△455	62,694

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,698	8,512	2,973	13,184	9,344	82,095
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,092
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						4,396
自 己 株 式 の 取 得						△184
自 己 株 式 の 処 分						10
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	88	4,487	1,634	6,210	△9	6,201
当 期 変 動 額 合 計	88	4,487	1,634	6,210	△9	9,330
当 期 末 残 高	1,786	13,000	4,608	19,395	9,335	91,425

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数	32社
連結子会社の名称	
大同ロジテック(株)	大同メタル販売(株)
大同プレーンベアリング(株)	エヌデーシー(株)
エヌデーシー販売(株)	大同インダストリアルベアリングジャパン(株)
(株)飯野ホールディング	大同メタル佐賀(株)
ATAキャスティングテクノロジージャパン(株)	(株)飯野製作所
飯野(佛山)科技有限公司	大同精密金属(蘇州)有限公司
同晟金属(株)	中原大同股份有限公司
ATAキャスティングテクノロジークー.,Ltd.	ダイナメタルCO.,LTD.
PT.飯野インドネシア	DMキャスティングテクノロジー (タイ) Co.,Ltd.
スーパーカブファイナンシャル CORPORATION	PT.大同メタルインドネシア
ISS アメリカINC.	フィリピン飯野 CORPORATION
大同メタルメキシコ販売S.A.DE C.V.	大同メタルU.S.A.INC.
ISS メキシコマニファクチャリングS.A.DE C.V.	大同メタルメキシコS.A.DE C.V.
大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.	大同メタルコトールAD
大同メタルロシアLLC	大同メタルヨーロッパLTD.
大同メタルチェコスロバキアS.r.o.	大同メタルヨーロッパGmbH
(2) 非連結子会社の名称	
韓国ドライベアリング(株)	広州原同貿易有限公司
DMSコリアCO.,LTD.	

連結の範囲から除いた理由

韓国ドライベアリング(株)、広州原同貿易有限公司、DMSコリアCO.,LTD.は小規模会社であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

4 社

会社の名称

(非連結子会社) 韓国ドライベアリング(株)

(関連会社) BBL大同プライベートLTD.

シッポウ・アサヒモールズ (タイ) CO.,LTD.

NPRオブヨーロッパGmbH

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(非連結子会社) 広州原同貿易有限公司

DMSコリアCO.,LTD.

持分法を適用しない理由

広州原同貿易有限公司、DMSコリアCO.,LTD.は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度にかかる計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大同メタルU.S.A.INC.、大同メタルコトールAD、大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.、大同メタルチェコス.r.o.、ダイナメタルCO.,LTD.、中原大同股份有限公司、PT.大同メタルインドネシア、同晟金属(株)、大同精密金属（蘇州）有限公司、大同メタルヨーロッパGmbH、大同メタルヨーロッパLTD.、大同メタルロシアLLC、大同メタルメキシコS.A.DE C.V.、大同メタルメキシコ販売S.A.DE C.V.、フィリピン飯野 CORPORATION、飯野(佛山)科技有限公司、ISS アメリカINC.、ISS メキシコマニファクチュアリングS.A.DE C.V.、PT.飯野インドネシア、スーパーカブファイナンシャル CORPORATIONの決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(イ) 商品及び製品…………… 主として総平均法

(ロ) 仕掛品…………… 主として総平均法

(ハ) 原材料…………… 主として総平均法

(ニ) 貯蔵品…………… 主として移動平均法

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社のうち、5社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、他の連結子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び運搬具 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

・使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、在外連結子会社については、IFRS第16号又はASC第842号の適用により、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額の期間対応分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品補償引当金

製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

⑤ 株式給付引当金、役員株式給付引当金

取締役及び執行役員に対する当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役及び執行役員に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社は、軸受製品製造を主たる事業としており、これらの製品の販売については、製品を得意先に納入することを履行義務として識別しております。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

原則として顧客に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出など海外取引についてはインコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転すると認められる時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リベート及び返品を控除した金額で測定しております。なお、顧客への納品後、1年以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員（執行役員等を除く）の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

また、執行役員等に対して支給する退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、14年以内の期間にわたって定額法により償却しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. のれんを含む無形資産の評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん2,898百万円（株式会社飯野ホールディング及びその子会社（以下飯野グループ）241百万円、ATAキャスティングテクノロジージャパン株式会社及びその子会社（以下ATAグループ）2,656百万円）、及び顧客関連資産2,742百万円（飯野グループ1,954百万円、ATAグループ787百万円）

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、既存取引先に対する製品提案力の強化や、中長期的な当社グループとしての製品・事業の多角化・面的拡大を目的として、飯野グループ並びにATAグループを2017年3月期に企業買収し、いずれも「フロンティア事業」セグメントに区分した上で、のれんを含む無形資産を連結貸借対照表に計上しております。

これらの資産に関する固定資産の減損会計の適用においては、各々の企業グループを資産グループとした上で、各企業グループに関連する固定資産等に、のれん及び顧客関連資産を加えたより大きな単位で行っております。

これらの資産グループに属する資産に関する減損テストは、いずれのグループにおいても、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候を識別しております。のれんを含む固定資産の帳簿価額は、飯野グループで5,892百万円、ATAグループでは7,724百万円であります。減損の認識の判定テストの結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、のれんを含む固定資産の帳簿価額を上回るため、いずれも減損損失を認識しないと判断しました。

この将来キャッシュ・フローは、各企業グループにおける中期経営計画の数値に基づき算定しております。そのうち売上高については、顧客からの受注内示情報の獲得状況や獲得の可能性を考慮し、受注確度の高い品番の売上予測に基づき算定しております。また、費用面については、生産体制の平準化及び生産性の改善による材料費、人件費及び経費の削減を計画に織り込んでおります。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、自動車生産台数予測の変化や、コスト削減の進捗状況により見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

2. DMキャストینگテクノロジー(タイ)Co.,Ltd.の有形固定資産の評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産2,279百万円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、電気自動車用アルミダイカスト製品の製造を行うことを目的としてDMキャストینگテクノロジー(タイ)Co.,Ltd.を2018年1月に設立し、「フロンティア事業」セグメントに区分しております。

同社の有形固定資産に関する減損テストは、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の判定及び測定を実施し、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、これを減損損失として認識しております。

同社は製品の量産開始以降、特定の製品について生産不良が多く発生していたため、不良品流出防止のための検査コストや、納期遵守のための航空便輸送コストの発生などで、営業損益がマイナスとなっていたため、減損の兆候が認められ、減損損失の認識判定及び測定を行っております。減損損失の認識・測定にあたっては、回収可能価額は使用価値に基づいて算定しており、同社の中期経営計画の数値を基礎としていますが、そのうち売上高については、顧客からの受注内示情報の獲得状況や獲得の可能性を考慮し、受注確度の高い品番の売上予測に基づき算定しております。また、費用面については、生産体制の標準化及び生産性の改善による材料費、人件費及び経費の削減を計画に織り込んでおります。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、自動車生産台数予測の変化や、コストの削減の進捗状況により見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

Ⅲ. 追加情報

取締役及び執行役員向け業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）及び執行役員（取締役兼務者を除きます。以下も同様です。）を対象として、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブを付与することを目的として、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより信託(以下「本信託」といいます。))を設定した後、本信託において当社株式を取得した上で、取締役及び執行役員に対し、株式交付規程に従って役位及び業績目標の達成度等に応じて付与されたポイント数に相当する当社株式を交付する、という業績連動型株式報酬制度です。本制度においては、対象期間に在任する取締役及び執行役員に対して当社株式が交付され、その交付時期は、原則として取締役及び執行役員の退任時となります。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末時点で453百万円、652千株であります。

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入と自己株式の処分

当社は、2026年3月10日の取締役会において、「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）」の導入、及び本制度に基づき、大同メタル従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

(1) 処分の概要

(1) 処分期日	2026年10月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 322,800株（注）
(3) 処分価額	1株につき1,005円
(4) 処分総額	324,414,000円（注）
(5) 処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります）。 （大同メタル従業員持株会 322,800株） なお、各対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申込みは受け付けられないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社及び当社子会社の従業員3,228名に対して、それぞれ当社普通株式100株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数（最大3,228名）に応じて確定します。

具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、当社又は当社の子会社は、各対象従業員に対して一律に金銭債権100,500円を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象従業員に対して一律に100株を割り当てます。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、2026年3月10日の取締役会決議により、本持株会に加入する当社及び当社子会社の従業員のうち、対象従業員に対し、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じて、当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決定しました。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	150,677百万円
2. 担保に供している資産及び担保資産に係る債務	
担保提供資産	
建物及び構築物	437百万円
機械装置及び運搬具	908
土地	1,928
有形固定資産その他	0
計	<u>3,274</u>
担保に係る債務の金額	
短期借入金	2,786百万円
長期借入金(1年内返済予定額を含む)	941
計	<u>3,727</u>
3. 保証債務	
従業員の住宅ローン融資等に対する保証債務の額	63百万円
4. 手形割引高及び裏書譲渡高	
輸出手形割引高	9百万円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 47,520千株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金の支払総額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通株式	522	11.00	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	570	12.00	2025年9月30日	2025年12月5日

- (注) 1. 2025年5月29日取締役会決議による配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
2. 2025年11月13日取締役会決議による配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月28日 取締役会	普通株式	902	19.00	2026年3月31日	2026年6月29日

- (注) 配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。
- なお、配当原資については、利益剰余金としております。

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。また、デリバティブ取引では、一部の外貨建金銭債権・債務の為替変動リスクに対するヘッジ目的とした先物為替取引、外貨建借入金の為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引を実施しており、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」「営業外電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	5,059	5,059	—
資産計	5,059	5,059	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	37,310	36,085	△1,225
(2) リース債務	1,390	1,354	△35
負債計	38,700	37,439	△1,260
デリバティブ取引（＊1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(16)	(16)	—

(＊1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で記載しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(＊2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	3,267

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	5,059	—	—	5,059
資産計	5,059	—	—	5,059
デリバティブ取引 通貨関連	—	16	—	16
負債計	—	16	—	16

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	36,085	—	36,085
リース債務	—	1,354	—	1,354
負債計	—	37,439	—	37,439

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用の不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
929	2,392

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額であります。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注2)	合計
	パワー トレイン 事業	マリン・ エネルギー 事業	ライフ 事業	フロンティア 事業	計		
日本	27,701	11,742	10,218	4,021	53,684	1,440	55,124
北米	9,076	1,214	2,817	6,056	19,164	109	19,274
アジア	24,472	2,065	6,124	12,011	44,674	191	44,865
欧州	8,282	4,524	2,516	0	15,323	87	15,411
その他地域	4,941	254	1,269	781	7,246	11	7,258
顧客との契約 から生じた収益	74,474	19,801	22,945	22,871	140,093	1,840	141,933
その他の収益	—	—	—	—	—	76	76
外部顧客への 売上高	74,474	19,801	22,945	22,871	140,093	1,916	142,009

- (注) 1. 顧客との契約から生じた収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気二重層キャパシタ用電極シート等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報の詳細については、「連結注記表 I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	32,781	34,710
契約資産	—	—
契約負債	107	150

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、売掛金、受取手形、電子記録債権の残高であります。

契約負債は、主に、軸受製品について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,751円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 93円73銭 |

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	8,413	8,789	3,449	12,238	743
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－
当 期 末 残 高	8,413	8,789	3,449	12,238	743

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金					
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	4,242	21,000	5,012	30,998	△281	51,368
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の積立	293		△293	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩	△381		381	－		－
剰 余 金 の 配 当			△1,092	△1,092		△1,092
当 期 純 利 益			4,012	4,012		4,012
自 己 株 式 の 取 得					△184	△184
自 己 株 式 の 処 分					10	10
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	△88	－	3,007	2,919	△173	2,746
当 期 末 残 高	4,154	21,000	8,019	33,917	△455	54,114

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	1,519	1,519	52,888
当 期 変 動 額			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立			－
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			－
剰 余 金 の 配 当			△1,092
当 期 純 利 益			4,012
自 己 株 式 の 取 得			△184
自 己 株 式 の 処 分			10
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	220	220	220
当 期 変 動 額 合 計	220	220	2,966
当 期 末 残 高	1,739	1,739	55,854

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

- ① 商品及び製品 …………… 総平均法
- ② 仕掛品 …………… 総平均法
- ③ 原材料 …………… 主として総平均法
- ④ 貯蔵品 …………… 主として移動平均法

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用し、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	7年～60年
機械及び装置	4年～10年
車両運搬具	4年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、自社利用ソフトウェア5年、施設利用権15年～20年であります。

(3) リース資産

- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額の期間対応分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員（執行役員等を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

また、執行役員等に対して支給する退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 株式給付引当金、役員株式給付引当金

取締役及び執行役員に対する当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役及び執行役員に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社は、軸受製品製造を主たる事業としており、これらの製品の販売については、製品を得意先に納入することを履行義務として識別しております。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

原則として顧客に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出など海外取引についてはインコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転すると認められる時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リベート及び返品を控除した金額で測定しております。なお、顧客への納品後、1年以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式32,694百万円（このうち、ATAキャスティングテクノロジー
ジャパン株式会社10,751百万円、株式会社飯野ホールディング10,230百万円）

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は上記2社の関係会社株式の評価にあたっては、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づき算定した実質価額を取得価格と比較し、実質価額の著しい下落の有無を判断しています。評価の結果、実質価額が取得価格と比較して著しく下落しておらず、いずれも減損処理を行っておりません。

将来キャッシュ・フローは、各企業グループにおける中期経営計画の数値に基づき算定しています。そのうち売上高については、顧客からの受注内示情報の獲得状況や獲得の可能性を考慮し、受注確度の高い品番の売上予測に基づき算定しております。また、費用面については、生産体制の平準化及び生産性の改善による材料費、人件費及び経費の削減を計画に織り込んでおります。

なお、割引率は、関係会社の属する国における株式市場の要求利回り及び金利水準を合理的に反映する率を使用しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、自動車生産台数予測の変化や、コスト削減の進捗状況により見直しが必要になった場合には、翌事業年度において、投資の減損を認識する可能性があります。

Ⅲ. 追加情報

取締役及び執行役員向け業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員(取締役兼務者を除きます。)を対象として、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブを付与することを目的として、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。

なお、詳細につきましては「連結注記表 Ⅲ. 追加情報」をご参照ください。

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入と自己株式の処分

当社は、2026年3月10日の取締役会において、「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）」の導入、及び本制度に基づき、大同メタル従業員持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

なお、詳細につきましては「連結注記表 Ⅲ. 追加情報」をご参照ください。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	55,140百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	9,729百万円
長期金銭債権	9
短期金銭債務	5,576
長期金銭債務	665
3. 取締役に対する金銭債務	
長期金銭債務	174百万円
4. 保証債務	
(1) 従業員の住宅ローン融資等に対するもの	63百万円
(2) 銀行借入金等に対するもの	
大同メタルコトールAD	366
大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.	253
大同メタルチェコス.r.o.	866
大同メタルヨーロッパGmbH	8
大同メタルU.S.A.INC.	3,057
大同メタルメキシコS.A.DE C.V.	353
大同メタルメキシコ販売S.A.DE C.V.	0
DMキャスティングテクノロジー(タイ)Co.,Ltd.	632
(3) 仕入債務に対するもの	
大同メタルコトールAD	197
合 計	<u>5,800</u>

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	20,033百万円
仕入高	16,266
その他の営業取引	1,730
営業取引以外の取引	3,334
2. 当事業年度の営業外費用には、移転価格税制に関する当社の欧州子会社との調整金665百万円が含まれます。	

Ⅵ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

654千株

(注)業績連動型株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式652千株が含まれております。

Ⅶ. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

製品仕掛品評価減額	394百万円
減価償却の償却超過額	25
減損損失	158
未払事業税	98
関係会社株式評価損	5,419
ゴルフ会員権評価損	17
貸倒引当金繰入超過額	1,573
賞与引当金	427
退職給付引当金	1,702
長期未払金	264
その他	377

繰延税金資産小計 10,460

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △7,437

繰延税金資産合計 3,023

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△1,910
その他有価証券評価差額金	△785
前払年金費用	△1,416
その他	△144

繰延税金負債合計 △4,256

繰延税金負債の純額 △1,233

Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) 注 8	科目	期末残高 (百万円) 注 8
子会社	大同ブレーン ベアリング(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の生産委託 設備の賃貸借 役員の兼任 2 名	軸受製品等の仕入 注 1	8,403	買掛金 電子記録 債務	889 2,109
	エヌデーシー(株)	(所有) 直接 58.8	当社製品の生産委託 当社製品・バイメタルの販売 同社製品・バイメタルの仕入 設備の賃貸借 技術供与 役員の兼任 2 名	軸受製品等の仕入 注 1	3,628	買掛金	1,907
	大同メタル販売(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売 設備の賃貸 資金の貸付 役員の兼任 2 名	軸受製品等の販売 注 2	2,176	売掛金	1,395
	大同インダ ストリアル ベアリング ジャパン(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売 同社製品の仕入 技術供与 資金の貸付	資金の貸付 注 3	1,400	関係会社 短期貸付金	2,300
	DMキャスティング テクノロジー (タイ)Co.,Ltd.	(所有) 直接 99.9	債務保証 資金の貸付 役員の兼任 1 名	増資の引受 注 4 資金の貸付 注 3、注 5	3,979 —	— 関係会社 長期貸付金	— 6,536
	大同メタル U.S.A.INC.	(所有) 直接 100.0	当社製品・バイメタルの販売 同社製品の仕入 技術供与 債務保証 役員の兼任 2 名	軸受製品等の販売 注 2 債務保証 注 6	5,564 3,057	売掛金 —	1,799 —
	大同メタル チェコs.r.o.	(所有) 直接 100.0	当社製品・バイメタルの販売 同社製品の仕入 債務保証 役員の兼任 1 名	移転価格調整金 注 7	665	長期未払金	665

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引価格は、主として当社の得意先販売価格に一定の率を乗じた金額としております。
- (注2) 取引価格は、主として各関連当事者の得意先販売価格に一定の率を乗じた金額としております。
- (注3) 貸付金利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注4) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
- (注5) DMキャストینگテクノロジー（タイ）Co.,Ltd.の長期貸付金6,536百万円に対する貸倒引当金の当期末残高は、3,903百万円となっております。
- (注6) 大同メタルU.S.A.INC.の銀行借入3,057百万円につき、債務保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。
- (注7) 移転価格調整金は、移転価格税制に関する調整金額であります。
- (注8) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

X. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報の詳細については、「個別注記表 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,191円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 85円54銭 |

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。